【太陽光発電施設】

⑤

事業説明書

１　事業内容

　① 総出力　　　　　 kw、　契約出力　　　　　 kw、　パネル枚数　　　　　 枚

② 計画事業費　　　　 　万円（自己資金　　　　万円 ＋ 融資額　　　　万円）

２　契約書類等　※提出する書類のチェック欄□にレ点を入れてください。

　県との協議において以下の書類が必要となります。

　＜固定価格買取制度によるもの＞

事業計画認定通知書（経産省）の写し

　＜固定価格買取制度によらないもの＞

一般送配電事業者との接続契約手続きが完了したことが分かる書類

小売電気事業者との売電契約書の写し（案でも可）

全て提出

小売電気事業者を営もうとする者の登録通知（経産省）の写し

※手続き完了とは、電力会社の受付番号や経済産業省の設備IDが付番されている等、事業を実施することが認められている状況をいいます。

※手続き完了後に事業者等の変更があり、変更手続きが必要な場合、変更の手続きまで完了している必要があります。

※申出から概ね３か月後までに、経済産業省および電力会社の手続きが完了しなければ除外は認められません。

３　農地転用の許可見込み

　農業委員会への農地転用の許可見込みの相談　⇒　済　・　未済

　※申出地が第１種農地の場合、農地転用許可申請が不許可になる場合があります。

４　保守点検（メンテナンス）

① 保守点検業者名：

② 保守点検業者の点検施設

　※申出地周辺に上記業者の保守点検施設がある場合（利用者既存施設以外も含む）

　施設①　所在地：

　施設②　所在地：

　施設③　所在地：

５　敷地の管理等

　①土地の整備　⇒　そのまま・舗装・砂利敷き・防草シート・その他

　②敷地境界フェンス等の設置　⇒　無し・有り

　③雨水処理　⇒　自然浸透・その他

６　その他注意事項

別紙土地利用計画図の作成にあたっては以下の点に注意してください。

・太陽光パネルの寸法・枚数等を明記すること

・太陽光施設に付帯する設備についても寸法を記載すること

・フェンス等を図示すること（設置する場合のみ）

・送電用の電柱など送電経路を図示すること

・排水計画を図示すること（自然浸透以外の場合のみ）

・法面等があれば寸法を記載し、有効面積を明記すること

・除外する土地以外に一体利用地がある場合は合わせて記載すること